

MiFID II / MiFIRの適用開始と欧州株式市場構造

川本 隆雄 CMA

目 次

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1. はじめに | 4. ダークプール規制の影響と市場の懸念 |
| 2. MiFID II 及びMiFIRの全体像 | 5. 株式市場構造の変化 |
| 3. 株式市場構造に影響を与える規定 | 6. 終わりに |

2018年1月よりMiFID II及びMiFIRの適用が開始された。MiFID II及びMiFIRは、欧州において、金融市場・金融サービスの基本法として位置付けられるものであり、その規制領域・対象も多岐にわたっている。本稿では、まず、MiFID II及びMiFIRの全体像を提示し、株式市場構造に影響を与え得る規定について説明する。その後、市場関係者間で台頭した、株式市場の分散化・複雑化が進行してしまうのではないかと、との懸念について説明し、実際に、懸念が顕在化しているかについて、MiFID II及びMiFIR適用開始前後のデータを基に確認することとする。

1. はじめに

2018年1月より、欧州連合（以下、EU）域内において、改正された金融商品市場指令（Markets in Financial Instruments Directive；以下、MiFID II）と新たに策定された金融商品市場規則（Markets in Financial Instruments Regulation；以下、MiFIR）によって構成される法律の適用が開始された。MiFID II及びMiFIRについては、リサーチ対価の支払い手段を限定し、有価証券の取引執行に対する手数料を明確に分離

する、リサーチ・アンバンドリング規制が市場関係者間で大きな注目を集めており、当該規制の影響などについては、新聞報道も多数なされている（注1）。

MiFID II及びMiFIRは、金融市場・金融サービスの中心的な法律と位置付けられている。そのため、リサーチ・アンバンドリング規制以外にも、新たな規定が導入されており、投資家保護の強化、新たな市場の枠組みの構築、市場の透明性の向上、などが図られている。

本稿では、まず、MiFID II及びMiFIRの全体像



川本 隆雄（かわもと たかお）

みずほ証券市場情報戦略部上級研究員。東京大学経済学部卒業、政策研究大学院大学修士課程修了。1998年4月、日商岩井（現、双日）入社。モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信等を経て、2005年、みずほ証券入社。07年4月より現職。